

最低制限価格（最低制限基準価格）及び
低入札価格調査基準価格の算出について（一部改定）

本市の最低制限価格（最低制限基準価格）及び低入札価格調査基準価格の算出については、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（昭和 61 年 6 月 26 日採択）」及び「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて（平成 16 年 6 月 10 日付け・国官会第 367 号）」に準じて下記のとおり計算します。

算出は、全て税抜き価格で行い、合計金額に千円未満の端数があるときはこれを切捨てます。

記

1 建設工事及び維持点検等業務

次に掲げる①から④までの額の合計額とします。

- ①【直接工事費】×0.97 ②【共通仮設費】×0.9
③【現場管理費】×0.9 ④【一般管理費等】×0.68

※工事等の種別により、いずれの費用として取り扱うかは、別表のとおりです。

ただし、千円未満の端数を切捨てた額が、予定価格の 92%以上となった場合は予定価格の 92%（1 円未満切捨て）を、予定価格の 75%以下となった場合は予定価格の 75%（1 円未満切上げ）を、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格とします。

2 測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務
業種区分に応じ、次の表の①から④までに掲げる額の合計額とします。

ただし、千円未満の端数を切捨てた額が、範囲の上限の割合以上となった場合は、予定価格にその割合を乗じて得た額（1 円未満切捨て）を、範囲の下限の割合以下となった場合は予定価格にその割合を乗じて得た額（1 円未満切上げ）を、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格とします。

業種区分	①	②	③	④	範 囲
測量業務	直接測量費 ×1.0	測量調査費 ×1.0	諸経費 ×0.5	—	60% ～ 82%
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費 ×1.0	特別経費 ×1.0	技術料等経費 ×0.6	諸経費 ×0.6	60% ～ 81%
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費 ×1.0	直接経費 ×1.0	その他原価 ×0.9	一般管理費等 ×0.5	60% ～ 81%
地質調査業務	直接調査費 ×1.0	間接調査費 ×0.9	解析等調査業 務費×0.8	諸経費 ×0.5	2/3 ～ 85%
補償関係コンサル タント業務	直接人件費 ×1.0	直接経費 ×1.0	その他原価 ×0.9	一般管理費等 ×0.5	60% ～ 81%

3 最低制限基準価格

「変動型最低制限価格制度」の適用対象とした案件における最低制限基準価格の算出についても、上記 1 及び 2 の計算によります。

4 適用時期

令和 6 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

別表 ①から④までの各費用の額は、当該各列に区分する費用の合計額とします。

工事等の種別		①【直接工事費】	②【共通仮設費】	③【現場管理費】	④【一般管理費等】
土木工事	一般土木	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	電気通信	直接製作費 (ただし、直接製作費 ＝機器費×0.6) 直接工事費	間接労務費 (ただし、間接労務費 ＝機器費×0.1) 共通仮設費	工場管理費 (ただし、工場管理費 ＝機器費×0.2) 現場管理費 機器間接費	一般管理費等（機器費） (ただし、一般管理費等（機 器費）＝機器費×0.1) 一般管理費等（工事費）
	機械設備	直接製作費 (ただし、直接製作費 ＝機器費×0.6) 直接工事費	間接労務費 (ただし、間接労務費 ＝機器費×0.1) 共通仮設費	工場管理費 (ただし、工場管理費 ＝機器費×0.2) 現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等（機器費） (ただし、一般管理費等（機 器費）＝機器費×0.1) 一般管理費等（工事費）
下水道工事	機械・電気設備	機器費×0.6 直接工事費	機器費×0.1 共通仮設費	機器費×0.2 現場管理費 据付間接費 設計技術費	機器費×0.1 一般管理費等
建築工事 建築設備工事	建築工事、電気設備工 事、給排水冷暖房工事	直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費 直接工事費×0.1	一般管理費等
	解体工事 昇降機設備工事	直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費 直接工事費×0.2	一般管理費等
維持点検等業務	一般土木系	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	機械設備点検	材料費 直接経費 直接労務費 塗装費	共通仮設費	現場管理費 点検整備間接費 技術調査費	一般管理費等